

11 事業別売上（収入）金額（つづき）

⑬ 教育、学習支援事業の収入（教育や教養・技能などを教授する事業）（つづき）

○学習塾、教養・技能教授業（音楽、書道、生花・茶道、外国語会話、スポーツ・健康教授、料理教室、カルチャー教室など）

×保育所、認定こども園（保育所型）、認定こども園（地方裁量型）⇒「⑩医療、福祉事業の収入」

※認定こども園（保育所型）及び認定こども園（地方裁量型）における幼児教育の収入は、まとめて「⑩医療、福祉事業の収入」とします。

×他の分類（「小売の商品販売額」、「不動産事業」など）に該当する事業

×附属病院における医業収入⇒「⑩医療、福祉事業の収入」

×附属研究所における収入⇒「⑬学術研究、専門・技術サービス事業の収入」

×テーマパーク、スポーツ施設提供事業（陸上競技場、体育館、フィットネスクラブなど）⇒「⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」

⑭ 情報通信事業の収入（情報の制作、加工、伝達、処理、提供、インターネットに附随したサービスの提供を行う事業）

○新聞、書籍の発行

○機関誌の発行

○通信サービス（電話、無線、インターネット接続など）

○通信に附帯するサービス（携帯電話の契約、解約に関する手数料など）

○放送サービス（受信料、テレビ放送時間の販売収入など）

○映画、テレビ番組などの制作、配給

○広告制作（印刷物、テレビコマーシャルなど）

○ニュース供給（通信社のニュース供給など）

○ソフトウェア事業（受託ソフトウェア開発、パッケージソフトウェア開発など）

○情報処理サービス（データエントリー、受託計算サービス、システム等管理運営受託など）

○各種調査（市場調査、世論調査など）

○情報提供サービス（不動産情報、気象情報など）

○ポータルサイト・サーバ運営業務（インターネット・ショッピング・サイト運営業務を含む）

○ウェブコンテンツ配信（映像、音楽、ゲームソフト配信など）

○インターネット利用サポート業務（電子認証、セキュリティサービスなど）

○サーバハウジング、サーバホスティング

×デザイン、コピーライター、広告代理業、インターネット広告業⇒「⑬学術研究、専門・技術サービス事業の収入」

×新聞、書籍等の印刷業務、情報記録物（ゲーム用ディスク等）の複製・製造⇒「③製造品の出荷額・加工賃収入額」

×携帯電話の販売代金⇒「④卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）」又は「⑤小売の商品販売額」

⑮ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入（学術的研究、専門的な知識・技術を提供する事業）

○研究、製品開発事業

○法律、会計、税務、通訳・翻訳、不動産鑑定などの専門サービス

○デザイン、機械設計業

○著述家、芸術家業（作家、シナリオライター、評論家、美術家、作曲家など）

○広告事業（広告主のために広告する事業及び広告代理業など総合的な広告サービスの提供）

○獣医業、建築設計、測量、商品検査、計量証明、写真業などの技術サービス事業

○プラントエンジニアリング、プラントメンテナンス（製造品の出荷に附帯する保守・点検の代金（保守・点検費が製造品と分離できる場合））

○経営コンサルタント事業

○持株会社における子会社の管理業務（子会社からの配当金、グループ経営指導料など）

×広告制作（印刷物、テレビコマーシャルなど）⇒「⑭情報通信事業の収入」

×広告主以外の事業者からの依頼で行うサンプル配布、ポスティング業⇒「⑮上記以外のサービス事業の収入」

×写真現像事業⇒「⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」

×船積貨物の検査業、検量業、船積貨物鑑定業⇒「⑫運輸、郵便事業の収入」

⑯ 上記以外のサービス事業の収入（他に分類されないサービスを提供する事業）

○廃棄物処理事業（ごみ収集運搬、ごみ処分、浄化槽保守点検など）

○自動車整備事業

○機械等修理事業（機械修理、電気機械修理、表具、家具・時計・履物修理、保守・点検料など）

○職業紹介・労働者派遣事業

○建物サービス事業、警備事業

○事業所サービス事業（コールセンター、ディスプレイ業、ポスティング、サンプル配布業、速記・複写、集金業など）

○多目的ホール、イベントホール、展示会会場、見本市会場、集会場などの施設を運営する事業

○ペストコントロール事業（害獣・害虫、細菌、ウィルス等の防除・駆除・消毒）

○実業団体、同業団体、労働団体、学術・文化団体の寄付金

○協同組合の賦課金

○政治・経済・文化団体の会費収入

×観光協会⇒「⑫運輸、郵便事業の収入」

×プラントメンテナンス⇒「⑬学術研究、専門・技術サービス事業の収入」

×農作物の害虫駆除⇒「①農業、林業、漁業の収入」

● 記入欄にあらかじめ印字されている場合は、印字されている内容に変更がないかを確認し、内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

記入上の注意

- 12～16欄は、単独事業所及び本所・本社・本店のみ記入してください。
- 15・16欄は、単独事業所及び本所・本社・本店のうち、会社のみ記入してください。
- 金額は万円単位で記入してください。（万円未満を四捨五入してください。）
- 「¥」記号は記入しないでください。

12 設備投資の有無及び取得額

● 令和5年1月から12月までの1年間にを行った設備投資の有無について、該当する番号を○で囲んでください。

● 取得額（減価償却前の額）を記入してください。

● 中古品は含めません。

① 設備投資を行った

② 設備投資を行わなかった

※有形固定資産には、事務所、店舗、倉庫などの建造物、暖冷房設備、照明設備などの附属設備、自動車などの車両運搬具等やそれらの手付金を含めます。

新規設備取得額	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
有形固定資産（土地を除く）					1	0	0	0	0,000
無形固定資産（ソフトウェアのみ）							5	0	0,000

（万円未満四捨五入）

13 自家用自動車の保有台数

● 業務に使用する自家用自動車の台数を記入してください（リースで借りている車両も含めます）。

(1) 貨物自動車	※人員輸送のみの使用は除きます。	(2) 乗用自動車	(3) バス
0 台		1 台	0 台

14 土地・建物の所有の有無

● それぞれ該当する番号を○で囲んでください。

土地	① ある	② ない	建物	① ある	② ない
----	------	------	----	------	------

※借地、借家や関連会社名義の土地、建物は含めません。

15 資本金等の額及び外国資本比率

(1) 資本金又は出資金、基金の額を記入してください。

● 印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。

十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
						1	0	0	0	0,000

（万円未満四捨五入）

(2) うち外国資本比率を記入してください。

		0	.	0	%
--	--	---	---	---	---

（小数点第2位四捨五入）

16 決算月

● 印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。

2 月	(月)
-----	-------

※本決算月を記入してください。
年2回決算を採用している場合は両方の月を記入してください。

すべての事業所が裏面(第2面)にお進みください。

12 設備投資の有無及び取得額

- 「有形固定資産（土地を除く）」には、令和5年1月から12月までの1年間に土地を除く有形固定資産に新規に計上した額を記入してください。
 - ・有形固定資産とは、建物及び附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、建設仮勘定、耐用年数が1年以上の工具、器具、備品及びこれらのリース資産（売買取引と同様の会計処理をしたもの）をいいます。
 - ・建設仮勘定から振替によって計上した固定資産額は含めません。
- 「無形固定資産（ソフトウェアのみ）」には、令和5年1月から12月までの1年間のソフトウェアに対する投資のうち、無形固定資産に新規に計上した額を記入してください。
- 固定資産に計上したリース物件のうち、令和5年1月から12月までの1年間に新たに契約した物件を含めます。
- 以下については、設備投資に含めません。
 - ・建物、構築物等の取得額に含まれる土地の取得又は改良費用
 - ・店舗併用住宅の居住用部分
 - ・中古品

13 自家用自動車の保有台数

- 自家用自動車（いわゆる白ナンバー（軽自動車を含む。）のうち、業務に使用する自動車について、以下の種類ごとの台数を記入してください。マイカー通勤、レジャー等のみに使用している自動車や輸送目的で使用していない建設・工事機械等の自動車は含めません。
- 【自動車の種類】
 - 貨物自動車：貨物の輸送に使用する自動車をいいます。
 - 人員輸送のみに使用している場合は除いてください。
 - 乗用自動車：主に人員の輸送に使用する自動車で、乗車定員10人以下のものをいいます。
 - バス：主に人員の輸送に使用する自動車で、乗車定員11人以上のものをいいます。
- リースで借りている自動車についても保有台数に含めてください。

14 土地・建物の所有の有無

- 国内で企業として所有している土地・建物の有無について、それぞれ該当する番号を○で囲んでください。
なお、借地、借家や関連会社名義となっている土地・建物は含めません。

10

11

記入上の注意

- 金額は万円単位で記入してください。(万円未満を四捨五入してください。)
- 「¥」記号は記入しないでください。

17 (1) 年間商品販売額

- 第1面の11欄「④卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)」及び「⑤小売の商品販売額」の内訳について、同封の『分類表(卸売業、小売業)』の1ページ(卸売部門の商品分類一覧)又は10ページ(小売部門の商品分類一覧)の中から、年間商品販売額が多い順に分類番号、分類表の商品名及び販売金額(年間)を記入し、卸売・小売の別を○で囲んでください。(商品券、プリペイドカード、切手等の販売は除きます。)
- 取扱商品がどの分類に該当するか不明の場合は、同封の『分類表(卸売業、小売業)』の2～9ページ(卸売商品の内容例示)又は11～18ページ(小売商品の内容例示)の例示を参照してください。
※同じ商品であっても、「卸売商品」と「小売商品」では分類番号及び商品名が異なります。
- 「受託販売」を行っている場合は、手数料ではなく顧客から受け取った金額を記入してください。
- 代理・仲立手数料は、販売金額には含めず、「(2)商品売買に関する仲立手数料収入」に記入してください。

17 (2) 商品売買に関する仲立手数料収入

- 「(2)商品売買に関する仲立手数料収入」には、他の事業所のために卸売業の商品売買の代理行為や仲立人として卸売業の商品売買のあっせんを行っている場合に、その取引の代理、仲立行為から得た手数料を記入してください。
- 収納代行、宅配便取次など最終消費者と取引業者を仲介した受取手数料は含めません。
- 金額での記入ができない場合は、第1面の11欄「④卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)」及び「⑤小売の商品販売額」の合計金額を100(%)とした割合(小数点以下四捨五入)で記入してください。金額で記入可能な場合は、割合の記入は不要です。

17 (3) 卸売販売額に占める国外販売(直接輸出)の割合

- 「国外販売(直接輸出)」とは、自社(自分)名義で通関手続きを行った輸出をいいます。代理・仲立手数料を除いた卸売の年間商品販売額に占める割合を記入してください。

17 年間商品販売額等

- 令和5年1月から12月までの1年間(この期間で記入できない場合は、令和5年を最も多く含む決算期間)の商品販売額、商品売買に関する仲立手数料収入及び卸売販売額に占める国外販売(直接輸出)の割合について記入してください。
- 金額は万円未満を四捨五入で記入し、金額で記入できない場合は、第1面の11欄「④卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)」と「⑤小売の商品販売額」の合計値を100%(分母)として、それぞれの項目の占める割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)

(1) 年間商品販売額

第1面の11欄「④卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)」及び「⑤小売の商品販売額」の内訳について、同封の『分類表(卸売業、小売業)』の中から、年間商品販売額が多い順に、分類番号、商品名、販売金額を記入し、卸売・小売の別を○で囲んでください。 なお、代理・仲立手数料は、「(2)商品売買に関する仲立手数料収入」欄に記入してください。									
順位	分類番号	分類表の商品名	販売金額(年間)						又は割合(%)
			千	百	十	億	千	百	
第1位	5 8 6 3 1	パン(製造小売) (卸売・小売)				6	0	0	0.000
第2位	5 8 9 4 1	料理品(他から仕入れたもの) (卸売・小売)				5	4	0	0.000
第3位	5 2 1 1 1	米穀類 (卸売・小売)				2	5	0	0.000
第4位	5 8 9 2 1	飲料(牛乳及び乳酸菌飲料を除き、茶系飲料を含む) (卸売・小売)				6	0	0	0.000
第5位	5 8 9 3 1	茶類(葉、粉、豆などのもの) (卸売・小売)				6	0	0	0.000
第6位	5 8 9 1 1	牛乳(乳酸菌飲料を除く) (卸売・小売)				5	0	0	0.000
第7位	5 8 9 2 2	乳酸菌飲料 (卸売・小売)				3	0	0	0.000
第8位	5 8 6 2 1	菓子(非製造小売) (卸売・小売)				1	2	0	0.000
第9位	5 8 9 9 1	その他の飲食料品 (卸売・小売)				1	0	0	0.000
第10位	6 0 2 2 1	日用雑貨、荒物 (卸売・小売)				1	0	0	0.000
第11位	5 8 9 5 1	米穀類 (卸売・小売)					5	0	0.000
第12位	5 8 9 7 1	乾物 (卸売・小売)					5	0	0.000
第13位		 (卸売・小売)							0.000
第14位		 (卸売・小売)							0.000
第15位		 (卸売・小売)							0.000

(2) 商品売買に関する仲立手数料収入

該当する番号を○で囲み、「1」ある場合は、その収入金額を記入してください。	仲立手数料収入の有無		収入金額(年間)						又は割合(%)
	① ある	② ない	千	百	十	億	千	百	
						1	0	0	0.000

(3) 卸売販売額に占める国外販売(直接輸出)の割合

代理・仲立手数料を除いた卸売の年間商品販売額に占める「国外販売(直接輸出)」の割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)									
国外販売 (直接輸出)									
									2%
・「国外販売(直接輸出)」とは、自社(自分)名義で通関手続きを行って国外に商品を輸出した場合をいいます。									

18 その他の事業収入額

- 第1面の11欄のうち、「④卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)」及び「⑤小売の商品販売額」以外に売上(収入)があり、同封の『分類表(卸売業、小売業)』の中に該当するものがある場合は、金額の多い順に分類番号、事業内容及び売上(収入)金額を記入してください。(万円未満四捨五入)
- 金額で記入できない場合は、10欄「①売上(収入)金額」に占める割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)

順位	分類番号	事業内容	売上(収入)金額(年間)						又は割合(%)
			千	百	十	億	千	百	
第1位	0 7 0 0 8	住宅賃貸サービス				2	7	0	0.000
第2位	0 7 0 0 9	非住宅用建物賃貸サービス(収納スペース賃貸サービス、会議室・ホール等賃貸サービスを除く)				2	1	0	0.000
第3位	0 7 0 1 9	屋外広告スペース提供サービス				1	0	0	0.000

17 (1) 年間商品販売額

- 金額での記入ができない場合は、第1面の11欄「④卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)」及び「⑤小売の商品販売額」の合計金額を100(%)とした割合(小数点以下四捨五入)で記入してください。金額で記入可能な場合は、割合の記入は不要です。

18 その他の事業収入額

- 第1面の11欄「④卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)」及び「⑤小売の商品販売額」以外に売上(収入)があり、同封の『分類表(卸売業、小売業)』の19～20ページ「その他の事業収入額」の中に、該当するものがある場合は、金額の多い順に「分類番号」、「収入の種類」及び「売上(収入)金額(年間)」を記入してください。(分類表上の「収入の種類」の内容を18欄の「事業内容」部分に転記してください。)
- 金額での記入ができない場合は、第1面の10欄「①売上(収入)金額」を100(%)とした割合(小数点以下四捨五入)で記入してください。金額で記入可能な場合は、割合の記入は不要です。
- 第1面の6欄「経営組織」が「会社以外の法人」の場合、収入として得た寄付金、補助金、運営費交付金等については、特定の事業の売上(収入)金額に含めず、「20004 寄付金、補助金、運営費交付金等」としてください。
また、この記入がある場合は、補助金等の収入について、それを得た事業の区分に従って、第1面の11欄「事業別売上(収入)金額」の各事業欄の売上(収入)金額にも含めて記入してください。

<「18 その他の事業収入額」の該当例>

- 自店内のテナントからの店舗貸収入⇒【07009】非住宅用建物賃貸サービス
- 自家用倉庫を他に賃貸している収入⇒【07009】非住宅用建物賃貸サービス
- 時計やメガネの修理⇒【19000】自動車整備、産業用機械・その他各種機械の保守・修理サービス
- ※ 店内での飲食提供、レンタカー収入、自動販売機設置のベンダーからの手数料収入、駐車場の収入など、分類表19～20ページに記載されていない収入は、18欄には記入不要です。